

介護職員等処遇改善加算取得のための 介護サービス事業所向け動画配信について

事前申込不要

視聴無料

東京都社会保険労務士会が東京都より受託しました『介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業』におきまして、介護職員等処遇改善加算の新規取得、旧加算からの変更にかかる情報提供として、東京都内の介護サービス事業所を対象に動画配信を実施いたします。

本動画では、介護職員等処遇改善加算に精通した本会の社会保険労務士が、新しくなった処遇改善加算の概要や新加算の3つの算定要件の考え方等をわかりやすく説明を行っております。(動画カリキュラムは、裏面をご参照ください。)

本動画を活用いただくことにより、制度の理解を深め、介護職員等処遇改善加算取得の契機となればと考えております。

記

1. 動画掲載場所 東京都社会保険労務士会HP
<< 高齢分野 >> 「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」についてはこちら 内
上記HPに、東京都公式動画チャンネル「東京動画」のリンクを掲載しております。
 2. 検索方法
 3. 対象者 東京都内の介護サービス事業所
 4. 講師 三島 幹雄 氏 (東京都社会保険労務士会会員)
- 三島 幹雄 (みしま みきお)
サードプレイス社会保険労務士法人代表社員/サードプレイス・ネットワーク株式会社代表取締役/
株式会社全国労務診断協会取締役/特定社会保険労務士
1977年生まれ、広島県福山市出身。大手介護会社の人事部門を経て、29歳で三島幹雄社会保険労務士事務所（現サードプレイス社会保険労務士法人）を開設。介護・医療・福祉業界を中心に活動中。近年は、企業の労働環境を診断し、その改善・問題発生の予防までをクラウド上で一元管理する「労務監査クラウド」の開発、「特定技能」ビザを活用したクリーンな形での外国人就労のスキーム構築など、企業のホワイト化を推進するための幅広い問題解決サービスを提供している。 『介護職員処遇改善加算等取得・活用ハンドブック』より
5. 説明資料 上記1の東京都社会保険労務士会HPからダウンロードできます。
動画の視聴にあたっては、説明資料を各自印刷し、お手元にご用意いただくことをおすすめします。
 6. 動画カリキュラム 裏面をご参照ください
 7. その他 本動画の内容は、令和6年度の事業内容及び令和6年度の介護職員等処遇改善加算に関する内容です。



東京都社会保険労務士会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティアカデミア4階
<https://www.tokyosr.jp>

●動画カリキュラム

動画タイトル	内 容	所要時間
その① 介護職員等処遇改善加算制度の概要 (処遇改善加算の一本化と新制度のポイント)	介護職員の処遇改善加算が必要となる背景、 新しくなった処遇改善加算の概要	23分53秒
その② 新加算Ⅰ～Ⅳの全区分に必要な算定要件 (新加算Ⅳの算定要件)	新加算の3つの算定要件の考え方	27分7秒
その③ 新加算の上位区分に必要な算定要件の考え方 (新加算Ⅰ～Ⅲの算定要件)	新加算の上位区分に必要な算定要件	11分8秒
その④ 質問・回答事例 (福祉・介護職員処遇改善加算コンサルタント が受けたご質問)	「無料相談窓口」に寄せられたご質問、 その回答事例について	14分35秒

(合計) 約1時間17分

処遇改善加算の経過措置対応の介護サービス事業所様へ

令和6年6月より、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の3加算が「介護職員等処遇改善加算」(以下「新加算」)として一本化されました。

算定要件の整備による事務負担に配慮し、令和6年度中は経過措置期間が設けられました。この経過措置期間中に以下について要件を満たす必要があります。

- ① キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの整備
- ② 新加算Ⅴ(1)～(14)から新加算Ⅰ～Ⅳへ区分変更
- ③ 職場環境等要件の見直し(厳格化への対応)
- ④ 規程類の整備

新加算Ⅴ(1)～(14)を算定している場合、新加算Ⅴは今年度で廃止となるため、年度内にキャリアパス要件を整備し、新加算Ⅳ以上へ区分変更をする必要があります。

キャリアパス要件Ⅰ及びⅡについては、令和6年度中に整備することを誓約することで要件を満たすため、今年度内の整備は必須です。また、キャリアパス要件Ⅲについても新加算Ⅰ～Ⅲを算定している場合、今年度内の整備が必要です。

年度内に算定要件を満たせない場合、処遇改善加算の返金を求められますので、十分ご注意ください。算定要件を整えるにあたり、下記電話相談、訪問支援をご利用ください。

福祉・介護職員処遇改善コンサルタント(社会保険労務士)による、介護職員等処遇改善加算取得に向けた電話相談、訪問助言も引き続き実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

フリーダイヤル

0120-179-117

(原則、毎週 月、水、金(祝日を除く)9:30～16:30に開催)